○厚生労働省告示第二百七十三号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第一条第一項第一号ただし書に規定する当該確定保険料の額の合計額の百分の九十五以上の額又は同条第二項第一号ただし書に規定する当該一般拠出金の確定額の合計額の百分の九十五以上の額が平成二十三年七月十日において納付されていない場合における同条第一項第一号ただし書及び同条第二項第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が定める日は、次の表の上欄に掲げる地域の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

平成二十三年八月四日

厚生労働大臣　細川　律夫

青森県、茨城県	平成二十三年七月二十九日
岩手県、宮城県、福島県	平成二十三年十二月二十八日（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件）に規定する別途厚生労働省告示で定める期日が同日前となる場合には、当該別途厚生労働省告示で定める期日）

○農林水産省告示第千四百六十五号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十条第三項の規定に基づき、東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第一条の規定により指定された激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十条第二項の区域を次のように告示する。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（以下「令」という。）第二条第一号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村及び市町村の地先水面の区域（柴田郡川崎町、本宮市、西白河郡西郷村、水戸市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び那須烏山市にあっては市町村の区域に、度会郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡串本町、阿南市、海部郡海陽町、土佐市、須崎市及び佐伯市にあっては市町村の地先水面の区域に限る。）とする。

県名	市町村名
岩手県	大船渡市
宮城県	仙台市
	石巻市
	気仙沼市
	柴田郡川崎町
	牡鹿郡女川町
福島県	本吉郡南三陸町
茨城県	本宮市
	西白河郡西郷村
	水戸市
	かすみがうら市
	行方市
	鉾田市
栃木県	小美玉市
三重県	那須烏山市
	度会郡南伊勢町
	北牟婁郡紀北町
和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町、串本町
徳島県	阿南市
	海部郡海陽町
高知県	土佐市
	須崎市
大分県	佐伯市

二　令第二条第二号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村及び市町村の地先水面の区域（鳥羽市、志摩市、度会郡南伊勢町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡串本町及び佐伯市にあっては、市町村の地先水面の区域に限る。）とする。

道県名	市町村名
北海道	室蘭市
	伊達市
	茅部郡鹿部町、森町
	二海郡八雲町
	山越郡長万部町
	虻田郡豊浦町、洞爺湖町
	厚岸郡厚岸町
岩手県	宮古市
	大船渡市
	久慈市
	陸前高田市
	釜石市
	上閉伊郡大槌町
	下閉伊郡山田町
	九戸郡野田村、洋野町
宮城県	石巻市
	塩竈市
	気仙沼市
	東松島市
	宮城郡松島町
	牡鹿郡女川町
	本吉郡南三陸町
三重県	鳥羽市
	志摩市
	度会郡南伊勢町
和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町、串本町
大分県	佐伯市

三　令第二条第三号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村及び市町村の地先水面の区域（宮古島市にあっては、市町村の地先水面の区域に限る。）とする。

道県名	市町村名
北海道	厚岸郡厚岸町、浜中町
青森県	八戸市
岩手県	宮古市
	大船渡市
	久慈市
	陸前高田市
	釜石市
	上閉伊郡大槌町
	下閉伊郡山田町、岩泉町、田野畑村
	普代村
	九戸郡野田村、洋野町
	仙台市
宮城県	石巻市
	塩竈市
	気仙沼市
	名取市
	東松島市
	亘理郡亘理町
	宮城郡松島町、七ヶ浜町
	牡鹿郡女川町
	本吉郡南三陸町
福島県	相馬市
千葉県	市川市
	船橋市
	木更津市
	富津市
神奈川県	横須賀市
三重県	伊勢市
	松阪市
	鳥羽市
	志摩市
	多気郡明和町
	度会郡南伊勢町
高知県	四万十市
沖縄県	宮古島市

四　令第二条第四号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村及び市町村の地先水面の区域（稲敷市にあっては、市町村の区域に限る。）とする。

道県名	市町村名
北海道	厚岸郡浜中町
岩手県	宮古市
	大船渡市
	陸前高田市
	釜石市
	上閉伊郡大槌町
	下閉伊郡山田町
宮城県	石巻市
	気仙沼市
	牡鹿郡女川町
	本吉郡南三陸町
茨城県	稲敷市

○農林水産省告示第千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字清進屋一五八〇六（次の図に示す部分に限る。）、一五八〇九、一五八一〇、字樅木沢一五九八九の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養